

外国につながる子どもの保育における家庭との連携の課題： 子どもの言語発達の視点から

林 悠子

神戸松蔭女子学院大学教育学部

Author's E-mail Address: y-hayashi@shoin.ac.jp

Issues in Cooperation between Early Childhood Educators and Families of Children with Diverse Cultural Backgrounds : Focusing on Children's Language Development

HAYASHI Yuko

Kobe Shoin Women's University Faculty of Education

Abstract

本稿では、子どもの言語発達保障の観点から、外国につながるのある子どもの保育における家庭との連携の重要性と課題について、文献調査により明らかにした。その結果、①学校教育および保育の場では、外国につながる子どもの日本語習得が中心的課題であること、②日本語習得については国としての支援施策が講じられているが、母語獲得・維持についての具体的な支援には至っていないこと、③乳幼児期における母語の獲得支援が重要であるという知見を踏まえると保育者と家庭の連携が必要であるが、現状では持ち物や健康面に関するやりとりが中心であり、子どもの教育に関する内容にまで踏み込めていないことを確認した。以上の点を踏まえ、保育者と家庭双方が、乳幼児期における母語尊重の重要性を認識する機会の保障の必要性と、保育者と保護者間の意思疎通の「壁」を超えるための支援の整備が不可欠であることを考察した。

This study investigated the literature and identified the issues and importance of cooperation with families in early childhood education and care for children with diverse cultural backgrounds, from the perspective of children's language development. We found that (1) in school education and early childhood settings, learning Japanese is the central issue for children with diverse cultural backgrounds ; (2) there is a national policy to support Japanese language learning, but no specific support for learning and maintaining the native language; (3) because of the importance of support

for early childhood native language acquisition, early childhood educators must work together with families. Currently, communication mainly relates to belongings and health matters and does not involve the details of children's education. Based on these findings, we consider that both early childhood educators and families must be given opportunities to recognize the importance of respecting the native language during early childhood. Therefore, support is essential to overcome the communication barriers between educators and parents.

キーワード：外国につながる子ども、保育者と家庭との連携、母語支援

Key Words: children with diverse cultural backgrounds, cooperation between early childhood educators and parents, support of learning native language

1. 問題と目的

本稿の目的は、外国につながる子どもの保育における家庭との連携の課題について、子どもの言語発達の視点から検討することである。林(2020)では、外国につながる子どもの保育における教育的視点での家庭との連携の必要性について指摘した。本稿では、教育的視点について、特に言語発達に焦点を当てる。まず、外国につながる子どもの保育の現状と、外国につながる子どもの教育支援の枠組みについて確認する。次に、外国につながる子どもの教育における言語支援の必要性と、乳幼児期の母語獲得・維持支援の必要性について文献検討により整理する。これらを踏まえて、外国につながる子どもの言語発達の観点から求められる保育者と家庭との連携の課題を見出す。本稿で用いる「外国につながる子ども」とは、子どものバックグラウンドの多様性を踏まえ(大重, 2018)、国籍を問わず外国に何らかのルーツがある子ども全体を表すものとする。

2. 外国につながる子どもの保育の現状

1990年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」と略す)改正以降、外国につながる子どもの保育をめぐる保育現場の実態が報告されるようになった(土山, 1994, 佐藤他, 1997)。主に言葉や食習慣、宗教上の配慮等において、保育者が「困り感」を抱えていることが事例報告の中で指摘されてきた。全国規模の調査では、日本保育協会(2008)や石井他(2019)においても同様の「困り感」が明らかにされており、保育者の「困り感」の抜本的な解決には至っていないことがわかる。2018年の入管法改正により、今後、在留外国人の定住増加が想定されることから、外国につながる子どもの保育の充実が急がれる状況にある。

直近の調査からは、外国につながる子どもの保育の広がり現状が確認できる。幼稚園および認定こども園対象の調査(全国幼児教育研究協会, 2019)では、外国人集住地域、都市型分散地域、少数地域の幼稚園および認定こども園を対象とし、分析対象となった504園のうち、「外国人幼児」(日本語指導が必要な外国籍等の幼児)在籍率は54%と報告されている。保育所および認定こども園を対象とした調査(石井他, 2019)では、分析対象となった外国人集住地域および近年急増傾向の自治体に所在する保育所および認定こども園908園

のうち73%に「外国籍児童」が在籍していることが報告されている。外国籍の子どもだけでなく、日本国籍を有しており両親のいずれかが外国籍である子ども等も含めると、外国につながるのある子どもの在園率はより高まるものと考えられる。厚生労働省子ども子育て支援推進調査研究事業では、全国自治体の保育主管課への調査(三菱UFJリサーチ & コンサルティング、2019)が実施され、回答のあった1047自治体のうち、「外国にルーツを持つ子ども」が在園している保育所等がある自治体が約7割となっている。以上の調査から、地域による集中度は異なるものの、外国につながるのある子どもの保育は、もはやごく一部の地域や施設に限られたものではないことがわかる。

外国につながる子どもの保育について、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」では、「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」(保育所保育指針)、「海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」(幼稚園教育要領および認定こども園教育・保育要領)とある。家庭との関係については、「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること」(保育所保育指針、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領)と明記され、外国につながるのある子どもの保育に関する方針が示されている。

これらの指針をもとに実践にあたる保育者は、外国につながる子どものバックグラウンドが多様化する中、試行錯誤しながら保育にあたっていることが、石井他(2019)の調査等で明らかになっている。保育者の抱える「困り感」の多くは、言語による意思疎通(子どもと保護者双方との)、食事、習慣や文化差の3点に集中しており、その他、子ども同士の関係性、就学に向けての心配等も挙げられている(石井他、2019)。幼稚園と認定こども園においても(全国幼児教育研究協会、2019)、「外国人幼児」の気になる姿として、入園当初は「教職員からの指示がわからない」などの言語理解に関連する姿や、集団行動や園生活のルール、食事等に関する内容が報告されている。このように、最前線の保育者が「困り感」を抱えながら、「なんとかしたいという思い」(石井他、2019)で実践している状況が続いている。自治体による支援の取り組みは、配布物の多言語翻訳、通訳ボランティア派遣、研修等が主なものであるが、支援は特に行っていない自治体の存在も明らかになっており(厚生労働省、2019)、地域間格差がある。自治体の支援がある地域であっても、例えば通訳派遣などの財政的・人材的支援に公私格差があり、すべての保育施設に十分行き届いていない保育現場の声がある(石井他、2019)。保育現場の実態に支援が追いついていない状況である。

3. 外国につながる子どもの教育支援に関する制度的枠組み

前節では、就学前の保育施設における外国につながる子どもの保育の実態を確認した。本節では、就学以降、学齢期の外国につながる子どもの教育支援の制度的枠組みを概観しておく。

就学以降の外国につながる子どもの教育支援は、「日本語指導が必要な児童」を対象とし、日本語指導、日本の学校文化への適応を中心とした取り組みが進められてきた。1990年以降、

日本の学校に通学する外国につながる子どもの増加により日本語指導の必要性が高まり、国による具体的対策が始まった。2011年「外国人児童生徒受入れのための手引き」(文部科学省:2019年改訂)においては、外国につながる子どもの学校教育における言語支援の必要性が明記され、学校・行政等各レベルの関係者の役割が位置付けられた。2016年には、「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について(報告)」(文部科学省)が発表された。本方策では、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実、教員・支援員等の養成・確保、指導内容の改善・充実、外国人の子供等の就学・進学・就職の促進についての提言が示された。この提言の基盤となる、「外国人児童生徒等教育の基本的な考え方」が以下の6項目である。すなわち、①多文化共生・異文化理解に基づく教育の必要性と外国人児童生徒等教育の重要性、②学校教育を通じた円滑な社会への適応、経済的・社会的自立、グローバル人材育成、③国・自治体・学校・地域のNPOや大学等の適切な役割分担・連携による指導・支援体制の構築、④多様化する児童生徒に応じたきめ細かな指導、日本語指導、適応指導、学力保障等の総合的な指導の必要性、⑤外国人児童生徒等の人生設計の視点に立った体系的・継続的な支援、ロールモデルの提示、⑥教員養成・研修を通じた外国人児童生徒等教育を担う人材育成である。

さらに、2018年の入管法改正に伴い、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(法務省、2018)が打ち出され、政府による外国人受入れ体制整備が進められている。教育に関しても、具体的施策や就学状況把握調査等が実施され始めた。文部科学省は、2019年に「日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション」を発表した。本アクションで重点的にすすめる項目として、①外国人児童生徒等への教育の充実、②外国人に対する日本語教育の充実、③留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底の3点が示された。このうち、外国人児童生徒等への教育の充実の具体策は、「学校におけるきめ細やかな指導体制の更なる充実」(学校における教員・支援員等の充実、教員の資質能力向上、進学・就職支援の充実、障害のある外国人の子どもへの支援)と、「地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生」(外国人の子どもの就学状況の把握及び就学促進、夜間中学の設置促進等・教育活動の充実、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実)である。このように、学校教育における支援施策は具体化が進められている。これらは主に義務教育を対象とした施策であるが、その後の高校進学や就職も見据えられている。就学前に関しても、幼稚園が各取り組みの対象とされており、幼稚園に特化した取り組みとして、「外国人のための就園ガイド(仮称)の作成」、「外国人幼児の受け入れにあたっての配慮事項の周知」が示されている。

文部科学省(2019)は「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」において、外国につながる幼児の受け入れ時の配慮、指導における配慮、家庭との連携における配慮、関連機関との連携における配慮点をQ&A形式で示している。2019年の厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業では、「保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取り組み事例集」が作成され、保育現場での活用を促している(三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2019)。このように、外国につながる子どもの保育に関しても、ようやく政府が動き出したところである。今後、外国につながる子どもの保育の実態に基づき、より具体的な援助・配慮

の取り組みが制度的に位置づけられることが急がれる。次節では、外国につながる子どもの教育支援の中心となる言語支援の現状と課題について整理してゆく。

4. 外国につながる子どもの教育支援における言語支援の必要性と課題

外国につながる子どもの教育における問題の主なものとして、日本語適応、学校文化への適応にとどまらず、在留期間が長期化することにより、不就学問題、不登校問題、高校進学率の低さ等が指摘されている（文部科学省、2019）。外国につながる子どもの言語課題として、松田（2017）は、「言語習得環境の多様性」（来日時期、家族環境、言語の社会的地位や有用性）、高校進学率の課題も含む「学習や発達に影響する課題」、「家族内コミュニケーションの欠如」、「周囲の視線とアイデンティティの揺らぎ」を指摘している。外国につながる子どもの日本での就労を見通した時、高校進学率の低さは、職業選択の幅が必然的に限定され不安定な生活の再生産へとつながること等が指摘されている（志村・深澤、2019）。進学率の低さの背景には、日本語の完璧な理解が前提である日本の入試制度の課題と、家庭の経済的不安定さや親の就労のため移動の多さによる学習継続が困難な環境が影響しており、入試制度における言語的配慮の状況は自治体によって異なり、教育機会の平等性が担保されていない現状がある（乾、2017）。

言語習得が教育達成に大きな影響をもたらすことから、外国につながる子どもへの教育支援の方向性や内容の中心は言語に関する内容であり、日本語指導に主眼が置かれた支援施策が中心となっている。国の言語支援施策では、次のような方針が示されている。「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション」（文部科学省、2019）の「基本的な考え方」「(2) 外国人との共生に向けた取組の方向性」において、「外国人の子供たちが、行政の狭間に取り残されることのないよう教育機会を確保し、地域社会で生活していくための日本語や社会習慣を身に付けるとともに、日本文化への理解を養うため、学校におけるきめ細かな指導体制を充実」させたいと、外国につながる子供たちの母語・母文化などの継承に配慮するとともに、本人の希望と能力に応じて、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職など、日本社会へのスムーズな移行を実現できる環境を整備していく必要がある。」とあり、母語¹⁾・母文化継承への配慮について示されている。しかし、現在の教育支援の取組施策においては、上記のように母語・母文化継承への配慮の必要性は示されているものの、定住前提での日本語指導が中心となっている現実がある。保育施設や学校に通うことにより「圧倒的に日本語が優勢な環境に身を置くことになり、否応なしに、日本や日本語への同化の圧力にさらされることとなる」（末藤、2011）ことから、外国につながる子どもの言語発達支援においては、日本語習得と同時に、子どもたちの母語支援も同様に重視し支援することが求められる。

佐々木（2013）は、外国人集住地域であり多文化共生施策に蓄積のある群馬県大泉町においても、言語の問題による不登校や不就学の外国籍児の社会問題化が見られることから、問題の根源は、「幼児期の言語獲得の方法にあるのではないかとし、母語教育と母語の維持が、言語獲得期の幼児期の保育とも関わると考察している。アイデンティティ形成と移動の視点

からは、佐々木（2020）が、外国人散在地域に居住する子どもの言語支援への示唆の一つとして「子どもと子どもにルーツがある国のことばをつなぐ支援」を挙げ、外国につながる子どもの言葉の支援では、生活において日本語と母語双方でかかわること、母語を話すことを「肯定的に思い描けるような支援」が必要であるとしている。岡崎（2005）は、日本での定住だけでなく帰国等の可能性を考慮し、日本語の学習言語習得と母語の学習言語保持双方の必要性を指摘している。塩原（2015）も、将来の「帰国、再移住あるいは往還移住を本人や家族が決断した際に、外国につながる子どもや若者、そしてその家族がより良い人生を実現する潜在能力をもって移動していけるような『定住』支援のあり方」の模索が重要であるとし、外国につながる子どもの持つ可能性を閉ざさない支援が求められるとしている。

日本での生活において、日本語の習得が学業達成とその後の進路に決定的な影響をもたらすことから、日本語指導の重要性は言うまでもない。だが、外国につながる子どもの日本での進路・就職も含めた長期的な視野での公平な教育機会保障のための方策と同時に、帰国等の「移動」も視野に入れた、複数言語尊重の視点での言語発達支援の視点が必要である。しかし、現在は、母語支援に関しては就学期以降においても国の方針や施策はなく、一部の自治体や自治体から委託された団体等による母語教室等の実践や、在留外国人の相互扶助コミュニティによる活動などにとどまっている（栗田・鈴木、2018）ことから、具体的な国の支援施策が求められる。関西母語支援研究会では、母語の維持は日本語習得のためだけでなく、母語維持によるバイリンガル教育を意図的・組織的に、家庭、学校、地域が連携して行うことが必要であるとしている（関西母語支援研究会 HP）。

外国につながる子どもの保育においては、子どもの日本語理解に関する保育者の「困り感」が指摘されながらも、子どもの日本語習得支援についての具体的な国の方針等は確立されていないため、保育者は「ゆっくり・はっきり話す」、「保育士がそばにできるようにする」、「正面から目を見て話す」などの工夫により言語習得支援を行っている（岡野、2017）。母語支援については、その必要性は認識されているが、支援の取り組みには至っていない。乳幼児期は、言語発達やアイデンティティ形成の基盤形成の時期であることから、母語獲得と維持の視点での援助・配慮が必要であるとされている。「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」（文部科学省、2019）では、「個人差はありますが、子供がアイデンティティを確立しようとする頃、母語や母文化と向き合う時期が訪れます。外国人幼児等の母語、母文化、母国に対して誇りをもって生きられるよう配慮することが大切です。」と、母語・母文化の尊重について触れられている。また、幼稚園では日本語、家庭では母語を使用する場合について、「幼稚園では日本語を話さなければならないと外国人幼児等が思い込むことで、自己発揮できなくなったり、幼稚園生活に不安を感じたりすること」が考えられ、そのような場合に「母語の使用が気持ちの安定に効果的」な場合もあることにも触れられており、「子どもの気持ちを受け止めながら、無理なく日本語に親しんでいけるようにすることが大切」であるとされている。このように、幼児期においては、子どもへの負担がないようなゆるやかな日本語指導のために、母語を尊重することの必要性が示されている。

以上のように、外国につながる子どもの将来の人生を見通した言語支援は、乳幼児期から、

日本語だけでなく母語についても行う必要性を確認してきた。子どもたちに直接関わる学校および就学前保育施設の教員・保育者が子どもたちの言語発達支援の重要性について理解し、言語発達の初期からの継続的支援を実践してゆく必要がある。その実現のため、保育においては、保育者と家庭との連携が不可欠になってくる。次節では、乳幼児期における母語獲得支援の重要性について確認する。

5. 乳幼児期の言語発達における母語獲得支援の必要性

前節で整理した通り、外国につながる子どもの言語発達はその後の子どもの人生を左右することから、その支援は非常に重要である。本節では、乳幼児期の言語発達支援における母語の重要性を確認してゆく。

外国につながる子どもの母語教育の必要性について、関西母語支援研究会 HP において野津は次のように整理している。第一に、「教科学習や日本語能力形成のための母語」の必要性である。母語と第二言語は相互に依存し形成されるとされていることから、教科学習や日本語習得には母語教育が不可欠である。第二に、「アイデンティティ形成のための母語」の必要性である。子どもの文化的アイデンティティ形成や自尊感情育成のために母語教育が必要とされている。第三に「家族コミュニケーションのための母語」の必要性である。長期定住化に伴い、家庭内でのコミュニケーションにおいて、母語教育が不十分であることによる親子のコミュニケーションの希薄化や断絶が生じる切実な課題となっているため、家族コミュニケーション維持のための母語教育が必要である（関西母語支援研究会 HP）。さらに野津は上記3点に加え、人権保障の観点からマイノリティの立場にあっても母語で生活する権利（「母語権利論」）の視点と、多様な母語習得者を社会資源として活用することが社会にとって有益となる視点（「母語資源論」）、外国につながる子どもの定住化だけでなく、母国への帰国や日本との往來を視野に入れた「帰国・往來のため母語教育」の3点も指摘している（関西母語支援研究会 HP）。

バイリンガル教育の研究者である中島（2016）によると、母語は、「子どもが社会的、文化的、知的存在になっていくために欠かせないツールであり、人間形成全体の基礎になるものである」（中島、2016、p61）。母語の形成は、母語の骨組みが作られる0~4歳までが非常に大切であり、9歳前後に分水嶺があり、12~13歳までに母語が形成されるという（中島、2016、pp.23-24）。中島は、0歳から9歳までを「言語形成期前半」、9歳から15歳までを「言語形成期後半」とし、さらに、0歳~2歳を「ゆりかご時代」、2歳~4歳を「子ども部屋時代」、4歳~6歳を「遊び友達時代」、6歳~9歳を「学校友達時代前半」、9歳~15歳を「学校友達時代後半」と区分し、それぞれの時期での言語支援で重視すべき点を整理している（中島、2016、pp.24-27）そのうち就学前に相当する6歳までの3つの時代の特徴を以下に要約すると、「ゆりかご時代」は、乳児は、親の言語・非言語の表現すべてを吸収するため、親が愛情をもって自信をもって話せる言葉で話しかけることが必要である。「子ども部屋時代」は、語彙が増え、言葉を使って表現し考えることを学ぶ時期であるため、母語の発達が脅かされない状況であれば、外国語に触れることも十分可能であり、親子双方向の言葉のやりとりが必要である。

「遊び友達時代」は、保育施設での集団生活ができ、言葉遊びや文字への興味が出てくるため、読み聞かせが重要であり、母語での読み書きの基礎を作ることが重要である（中島、2016、pp.25-26）。このように、乳幼児期は母語形成の基盤作りの時期であり、最も身近な母語話者とのコミュニケーションが不可欠であることがわかる。外国につながる子どもの場合、家庭における母語での生活、保護者との母語でのコミュニケーションが、母語獲得のみならず、日本語獲得の基盤になってくる。家庭によっては、3か国語の獲得につながるケースもあるだろう。

子どもが2言語に触れて育つ場合に重要なことは、周囲の大人の言葉の使い分けが明確であること、それぞれの言葉の接触量のバランスが取れていることであるが、保育園等の通園によりこのバランスがとりにくくなり、きょうだい数の多さ、親の共働き、国際結婚の家庭などはより困難になるという（中島、2016、pp.63-64）。子どもが「現地の幼稚園や保育園に通園するようになると、あっという間に、現地語の方が強くなり、その結果、年齢相応の母語の力が保てず、継承語²⁾という立場に追いやられる」（中島、2016、p33）ということが起こる。親の現地語理解の度合いによって、親とのコミュニケーションにも影響をもたらし、ひいては子どもの「情緒不安定、学力不振につながりかねない」問題が起こるといふ（中島、2016、p32）。関西母語支援研究会は、母語が使用できる環境が子どもの自己肯定感を育てることから、「家庭だけでなく、学校内や教室において母語を遣える場、母語を話しても良い環境、話しやすい環境」の整備が必要であるとしている（関西母語支援研究会HP）。

6. 外国につながる乳幼児の言語発達の視点から見た保護者と保育者の連携の課題

前節までで確認してきたように、乳幼児期の言語環境が母語の獲得にとって重要であることと、乳幼児期からの母語獲得は子どものその後の人生に影響することを、母語話者である保護者および保護者以外の最も身近な大人である保育者が理解し、子どもの生活の連続性を考慮し、両者が連携して子どもに働きかけることが求められる。本節では、外国につながる子どもの言語発達支援における保護者と保育者の連携の課題について検討する。

(1) 保護者にとっての課題

前節で見たように、外国につながる乳幼児期の子どもの母語獲得は、子どもの生涯発達を見据えるうえで非常に重要である。だが、外国につながる子どもの保護者がその重要性について必ずしも深く理解しているわけではない、あるいは、理解していても実践することは容易ではない。ゴロウイナ・吉田（2017）は、就学前の子どもと日本人夫を持つ高学歴専業主婦の外国籍女性へのインタビュー調査により、すべての母親が子どもに母親の母語を伝えたい思いでアプローチはしているものの、長期的な方針や具体的計画は持っておらず、試行錯誤と葛藤を経験していることを指摘した。林（2017）は、外国につながるのある子どもの保護者は、保護者の日本語理解度に関わらず、日本生まれ日本育ちの子どもの日本語能力には問題がないという認識であること、保護者が母語以外に日本語も多少話し、家庭で2言語を

使用している場合、「母語も第二言語も不十分なダブルリミテッド・バイリンガル」(林、2017、p37)に陥る可能性を保護者が認識していないということを明らかにした。母語獲得・維持に関する保護者の知識が子どもの母語獲得・維持に大きく関係している(栗田・鈴木、2018)。

外国につながる子どもの学習資本形成について学習時間に注目した調査を実施した中室他(2015)は、先行研究で明らかにされてきた、「親の子どもの学習へのかかわりや親の社会ネットワークが子どもの学習資本の形成過程において重要である」(中室他、2015、p12)ことを確認したことに加え、「親の社会経済的地位や社会ネットワークの時間を通じた変化」のもたらす影響は少ないことを明らかにしている。中室らは、調査対象の定住外国人たちは、「社会経済的地位は日本人より低いものの、その不利を克服するために、子どもの学習へのかかわりや子育てへの支出などを積極的に行っている」と同時に、「日本人と比べると、子育てについて相対的に高い負担感を感じている」ことも明らかになったとしている(中室他、2015)。舟橋(2018)は、日本の教育環境で育ってきた外国につながる大学生(留学生ではない)の母語支援に関して、早朝・深夜出勤を伴う親の就労形態が多いことなどから、家庭において日常的に母語でじっくり会話できるような母語教育環境を整えるのは容易ではないことを指摘している。外国につながる子どもの保護者は子どもの教育、言語支援に積極的であるものの、「言語的・文化的障壁及び専門的知識の不足」により、十分実現できていない(大野・原、2016)状況にある。例えば、乳幼児期の言語発達に重要な役割をもつ絵本についても、日本での生活では母国語の絵本入手が困難であることから、家庭内での母語教育環境が十分でないことが明らかにされている(矢野、2019)。

日本の生活において、家庭での子どもへの教育的関わりについての知識や方法について理解する機会が十分でないこと、母語維持に関しても、生活状況により家庭内で十分な母語教育ができる余裕がないこと等が背景にあることから、母語教育は家庭内だけで達成できるものではなく、保護者の母語教育に関する学習機会や時間的余裕の保障、具体的なサポート体制、資源提供等が必要であると言える。また、外国につながる子どもの保護者の言語環境の経験や言語習得についての知識や価値観が子どもの言語教育方針に影響している(PANKRATVA、2019)こと、文化的・社会的背景によって、親の日本滞在期間や教育に関する意識が異なること(塘、2015)等を踏まえると、各家庭の文脈に即した連携の在り方が求められる。

(2) 保育者にとっての課題

現状では、保育者が外国につながる子どもの言語支援、とりわけ母語支援の重要性を十分認識した保育を実践しているとは言い難い。外国につながる子どもの保育に関する保育者への「困り感」調査(石井他、2019)において、言語に関する保育者の回答を見ると、子どもの保育においては、日本語でのコミュニケーションにおける「困り感」が多数を占めており、園生活の理解を図るため、保育者が母語の単語やジェスチャーを交えながらコミュニケーションの工夫・努力を行っている実態が明らかにされているが、子どもの将来を見据えた母語獲得の意義や、母語の継承語への移行の問題に関連する内容は見いだせない。子どもへの直接

的な関わりにおける言語での「困り感」とともに、保護者とのコミュニケーションにおける保育者の「困り感」としては、園への持ち物や行事などの説明、体調といった、連絡事項伝達に関する内容が多くを占めており、子どもの教育的内容に関する保護者とのコミュニケーションには踏み込めていない実態が見える（石井他、2019、杉本・樋口、2019）。

林（2020）で指摘したように、保護者との連携においては、何についての連携かを問う視点が必要である。外国につながる子どもの発達保障を考える時、言語環境は決定的に重要であることから、言語発達を中心とした教育的内容についての保護者との連携が不可欠となる。しかしながら、連絡事項を超えた教育的視点での保護者との連携が不十分である実態は、石井他（2019）の調査結果にも見られる。保護者との関わりに関する調査では、保育者は外国につながる在園児の滞日の生活背景をあまり理解していないことが明らかになっている。子どもとその家族の生活の背景への理解は、保護者との連携と子ども理解において不可欠な要素である。保護者からの相談は6割超で経験があり、相談内容は、持ち物、行事、書類に関することが多く、次いで、日本語、発達、健康、習慣やしつけなどとなっている。保育者からの情報提供・アドバイスは6割超の園で時々実施しているものの、行っていないという回答（約3割）もある。また、保育者から保護者に情報提供やアドバイスを求めることについては、「ない」と「時々ある」がどちらも半数弱近くである。

これらの調査結果を見ると、外国につながる子どもの保護者との連携の課題は、まず保育者が個々の家族の生活背景を知り、外国につながる子どもと家族が住民として日本で生活するという経験について積極的な関心を持つことであるだろう。次に、連携の内容である。保護者からの相談の多くは持ち物等の連絡事項であり、その背景には日本語理解の課題があることが指摘されている（杉本・樋口、2019）が、日本語理解の「壁」を理由に、教育的な内容での関わりに踏み込まない状態は、前節で見たように言語発達の基盤作りである乳幼児期において改善してゆくべき課題である。また、保育者から保護者へアドバイスを求める割合が、アドバイスを提供するよりも低い結果にあるという結果（石井他、2019）からは、子どもの母語・母文化への積極的関心に基づいた保育への展開への課題が見える。子どもの母語獲得・維持の重要性を考えると、保育者は、保護者から母語・母文化について学ぶ姿勢が必要だろう。

以上のように、外国につながる子どもの保護者と保育者との連携には、前提となる言語コミュニケーションの「壁」の存在はあるものの、それ以前の保育者側が自覚すべき課題があるのではないだろうか。母国から離れて日本で子育てをしながら生活するということはどのような営みであるかの理解と、子どもの育ちについて保護者と何を共有し連携してゆくべきかの理解、これらが前提にあっての連携の手段としての言語の「壁」の課題があるということを保育者が認識することが、まず求められる。外国につながる子どもの乳幼児期からの言語支援の重要性を認識し、家庭と連携して子どもの言語発達を支えてゆく主導的役割を担うのが保育者ではないか。乳幼児にとって保護者の次に身近な大人と言える保育者は、保育所での日々の子どもの姿を継続的に捉え、育ちの見通しを持って最善の関わりを行っている存在である。子どもの日々の生活の連続性を尊重するならば、家庭と保育所の連携は、特に外国につながる子どもの言語発達において不可欠である。

しかし、保護者との連携の課題は、個々の保育者の努力のみで解決する問題ではない。背景の一つには、保育者にとっての情報不足が考えられる。石井他（2019）の調査では、多文化保育に関する研修機会そのものが少ないことが明らかになっていることから、保育者には、外国につながる子どもにとっての母語獲得の意味を理解する機会が不十分であり、園生活への適応に主眼が置かれることになる。二つ目の背景は、保育者と家庭の連携のための支援体制の未整備である。翻訳アプリの普及は多少なりとも保護者との言語的コミュニケーションに貢献していることは石井他（2019）の調査でも報告されているが、同時に、子どもの発達に関する内容等に関する十分な意思疎通には不十分であることも明らかになっている。自治体によっては通訳派遣事業も行われているが、自治体間格差、公私格差や、通訳の常駐には至っておらず、保育者の努力に委ねられている実態がある。子どもの発達に関する教育的内容に関するコミュニケーションは、単語やイラスト等で持ち物を伝えるといった保育者の工夫のみで行える内容ではない。保育者と保護者が子どもの発達・教育についての価値観を共有し、家庭と保育の場でどのように連続性を持った教育的関わりを行ってゆくかという対話が可能になるような連携のための支援が必要である。その方策として、保育者の学習機会の提供とともに、保育・発達・多文化保育に理解のある通訳が常駐すること（品川、2011）や、外国人散在地域における学習支援体制の課題を明らかにした佐々木（2018）が提案する「多文化コーディネーター的専門職」のように、保育者、保護者、関連機関等をつなぐ存在が求められる。すべての子どもの発達保障のために、外国につながる子どもの人生を視野に入れた公的投資を行う意義は大きい。また、杉本・樋口（2019）が日本語教育研究の立場から「やさしい日本語」や子どもの言語習得に関する保育者への情提供支援の可能性を示唆しているように、各領域の研究者や関連機関の連携も求められる。

7. 結語

本稿では、文献検討により、外国につながる子どもの保育について、その言語支援に着目して、保育者と家庭との連携の課題を検討した。子どもの権利条約においては、すべての子どもの教育を受ける権利が保障されている。日本における外国につながる子どもの教育機会を保障するために、その基盤となる言語発達支援を、子どもの未来を視野に入れて乳幼児期から行うことが必要である。制度上の整備を待つのではなく、保育現場で保育者が「困り感」を抱えつつ試行錯誤している現実から、子どもの育ちに関わる直接・間接的に関わる保育者、保護者、研究者、関連機関が果たせる役割を見出し、ボトムアップで取り組む時に来ている。言語発達、保育などの関連領域の研究者が連携し、外国につながる子どもの言語発達に注目した保育者研修プログラムや、保育現場において家庭との連携のもと実践可能な言語発達支援プログラムの開発が求められる。本研究の今後の課題は、海外先進事例分析、保育者の意識と実践に関する調査、保護者の認識とニーズの調査をもとに、保育の場において実践可能な家庭との連携プログラムを構築することである。

付記

本研究は、2020年度科学研究費（基盤研究C）『家庭養育と乳児保育の質の向上を促す家庭と乳児保育の連携プログラムの開発』（課題番号20K02643：研究代表者寺見陽子）の助成を受けたものである。

注

- 1) バイリンガル教育研究者の中島（2016）によると、「母語」とは以下の4つの役割を果たす言語である。①親子のコミュニケーションの道具、親子の絆となることば。②ことばで感情や意思を伝えること、ことばを使って考えることを学ぶ。③行動のルール、価値判断を学んで親の文化の担い手になる。④言語経験がもっとも豊かであるため文字習得に最適な言語。
- 2) 中島（2016）は、「継承語」の特徴を以下の5点であるとしている。①現地語のプレッシャーで十分伸びない言語、②親子のコミュニケーションに必要な言語（特に現地語ができない親の場合は必要不可欠）、③家や民族コミュニティでしか通じない言語、④現地語の習得の土台となる言語、⑤失うと情緒不安定になり、家でも疎外感に悩み、アイデンティティが揺れる言語。

文献

- グロウィナ・クセーニャ・吉田千春（2017）就学前児童への外国人親の母語の継承における社会心理的要因：在日外国人母親によるナラティブを中心に．言語文化教育研究，15. 92-108.
- 林恵（2017）外国にルーツがある子どもの就学に向けた子どもと保護者への支援：外国人保護者への調査から．帝京短期大学紀要，19. 33-42.
- 林悠子（2020）外国につながるのある子どもの保育における家庭との連携の課題．神戸松蔭女子学院大学教職支援センター年報，5. 21-31.
- 舟橋宏代（2018）外国につながる人の母語学習とその支援— 母語・継承語スピーチ発表会が目指すもの— 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要人文科学・社会科学編，1. 333-342.
- 法務省（2018）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策．<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/siryous3-2.pdf>．2020年12月9日引用
- 乾美紀（2017）外国にルーツを持つ生徒と高校進学への壁．松田陽子・野津隆志・落合知子（編）．多文化児童の未来をひらく：国内外の母語教育支援の現場から．学術研究出版．72-84.
- 石井章仁・韓在熙・林悠子・松山有美・三井真紀（2019）多文化保育とその研修に関する研究— 保育者の困り感に注目して（2019年度保育士養成協議会助成研究）全国保育士養成セミ

- ナー HP 学術研究助成報告 . https://w.kawasaki-m.ac.jp/kodomo/wp-content/uploads/2020/09/9-12_学術_1.pdf. 2020 年 12 月 9 日引用
- 関西母語支援研究会 <https://education-motherlanguage.weebly.com/38306351992759735486259032558830740313502025012395123881235612390.html>. 2020 年 12 月 9 日引用
- 関西母語支援研究会 HP. 野津隆志「なぜ母語教育は必要か」についての主張や理論の整理 (母語教育の研究と動向). <https://education-motherlanguage.weebly.com/uploads/1/0/6/9/10693844/research.pdf>. 2020 年 12 月 9 日引用
- 公益社団法人全国幼児教育研究協会 (2019) 幼児期における国際理解の基盤を培う教育の在り方に関する調査研究－外国籍等の幼児が在籍する幼稚園の教育上の課題と成果から－平成 28 年度文部科学省委託「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」. <http://zenyoken.org/wp-content/uploads/2016/05/幼児期における国際理解の基盤を培う～HP用データ.pdf>. 2020 年 12 月 9 日引用
- 厚生労働省編 (2018) 保育所保育指針解説 . フレーベル館
- 栗田七重・鈴木庸子 (2018) 外国人家庭・国際結婚家庭の子育てにおける母語の保持－国内外の事例を中心に－ . 教育研究 , 60. 103-109.
- 松田陽子 (2017) 多文化児童の母語育成をめぐる課題と言語教育政策 . 多文化児童の未来をひらく : 国内外の母語教育支援の現場から . 学術研究出版 . 8-21.
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2020) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業報告書 . https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_1_1.pdf. 2020 年 12 月 9 日引用
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2020) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業保育所等における外国籍等の子どもの保育に関する取組事例集 . https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_1_3.pdf. 2020 年 12 月 9 日引用
- 文部科学省 (2019) 外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/17/1417982_02.pdf. 2020 年 12 月 9 日引用
- 文部科学省 (2019) 外国人幼児等の受入れにおける配慮について . https://www.mext.go.jp/content/20200306-mext_youji-000005738_01.pdf. 2020 年 12 月 9 日引用
- 文部科学省 (2019) 外国人児童生徒等教育の現状と課題 . https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/08/23/1420501_004.pdf. 2020 年 12 月 9 日引用
- 文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説 . フレーベル館 .

- 文部科学省 (2019) 外国人児童生徒受入れの手引き改訂版. https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/22/1304738_001.pdf. 2020年12月9日引用
- 内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2018) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- 中島和子 (2016) 完全改訂版バイリンガル教育の方法. 株式会社アルク.
- 中室牧子・石田賢示・竹中歩・乾友彦 (2015) 定住外国人の子どもの学習時間の決定要因. 内閣府経済社会総合研究所 http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis315/e_dis315.pdf. 2020年12月9日引用
- 日本保育協会 (2008) 保育の国際化に関する調査研究報告書—平成20年度—. <https://www.nippo.or.jp/Portals/0/images/research/kenkyu/h20international.pdf>.
- 岡野雅子 (2017) 日本語を母語としない幼児に対する保育現場における支援:言葉に着目して. 東京福祉大学・大学院紀要, 7 (2), 115-124.
- 岡崎敏雄 (2005) 内発的発展に基づく外国人の子どもの学習支援—中学生における日本語学習言語習得を軌道に乗せる父母と協働の持続型ケアモデル. 文藝言語研究言語篇, 48, 15-28.
- 大野恵理・原瑞穂 (2016) 外国につながる子どもたちの保護者の教育参加:「母」としての移住女性のかかわりに注目して. 上越教育大学研究紀要, 35, 105-115.
- 大重史朗 (2018) 外国にルーツをもつ子どもの公教育と教育行政に関する考察:東京都の夜間中学を事例として. 淑徳大学人文学部研究論集, 3, 109-120.
- PANKRATOVA Snezhanna (2019) 日本で子育てをしている外国人保護者の家庭内言語教育方針に影響する決定要因. 間谷論集, 13, 233-251.
- 佐々木ちひろ (2020) 少数散在という文脈にいる外国にルーツをもつ子どもに必要なことばの支援とは何か:子どものまなざしに着目して. 名古屋大学人文学フォーラム, 3, 369-385.
- 佐々木香織 (2018) 外国につながる子どもの学習支援の現状と課題—外国人散在地域・新潟の事例より—. 日本語教育, 170, 1-16.
- 佐々木由美子 (2013) 保育園における外国籍保護者の語りからみた母語の重要性と外国籍保育士の役割. 立正社会福祉研究, 15 (1), 21-26.
- 佐藤陽子・新沢治・勅使千鶴・中村悦子・畠中徳子 (1994) 外国人の子どもの家庭と園との相互支援. 保育学研究, 32, 42-49.
- 志村恵・深澤のぞみ (2019) 多文化共生社会を促進する場としての外国につながる子どもたちへの学習支援. 金沢大学国際機構紀要, 1, 45-59.

- 品川ひろみ (2011) 多文化保育における通訳の意義と課題：一日系ブラジル人児童を中心として一. 保育学研究, 49 (2). 224-235.
- 塩原良和 (2015) コメントに代えて一「移動」へのエンパワーメントとしての「定住」支援に向けて一. 三田社会学, 65-68.
- 末藤美津子 (2011) 外国につながる子どもたちへの教育支援—多文化共生社会の構築をめざして一. 東京未来大学研究紀要, 4. 9-16.
- 杉本香・樋口尊子 (2019) 保育者から見た外国人保護者とのコミュニケーションにおける問題と日本語教育支援の可能性：東大阪市でのアンケート調査の結果から. 大阪樟蔭女子大学研究紀要, 9. 1-11.
- 塘利枝子 (2015) 生涯発達の視点を踏まえた日本における外国にルーツを持つ人への支援—保育・教育・子育ての視点から一. 異文化間教育, 41. 76-94.
- 土山忠子 (1997) 外国籍の子どもの受け入れと保育の課題：K 保育園の実態を中心として. 日本保育学会大会研究論文集, 50. 360-361.
- 矢野景子 (2019) 日本語を母語としない乳幼児家庭における絵本環境の課題. 東京福祉大学・大学院紀要, 9. 第 1-2 合併号. 59-65.
- 吉富志津代 (2020) 多国籍化する日本の社会と教育—具体的な事例から考える日本の教育—日本教育学会第 79 回大会公開シンポジウムⅡ多国籍化する日本の社会と教育. 日本教育学会大会研究発表要領, 79. 308-309.

(受付日：2020. 12. 10)